

物価高騰対応給付金【均等割のみ課税世帯】のご案内

物価高騰対応給付金【均等割のみ課税世帯】は、低所得世帯（住民税非課税世帯は除く）を支援する給付金です。

支給対象

令和5年12月1日に千代田町に住民登録があり、
令和5年度の住民税が「均等割のみ課税者」または
「均等割のみ課税者及び非課税者」で構成されている世帯

※世帯全員が住民税課税の方の扶養を受けている場合は対象外
※租税条約による住民税の免除を届け出ている場合は対象外
※他の自治体から同種の給付金を受け取っている場合は対象外

支給金額

10万円/1世帯

※世帯主名義の口座へ振込みます

住民税の「均等割」や世帯の課税状況につきましては、
税務会計課町民税係へお問合せください。

☎ 0276-86-7002

支給までの流れ

手続きが不要な世帯

マイナンバーに公金受取口座を
登録してある等で振込口座が
把握できている世帯

給付のお知らせが届きます
(ハガキ)

原則手続き不要ですが
下記の場合は

令和6年2月22日(木)
までにご連絡ください

- ・口座を変更する
- ・辞退をする
- ・支給要件を失った

振込日 令和6年2月下旬

手続きが必要な世帯

振込口座が不明な世帯

確認書が届きます

支給要件を満たしている
場合は必要事項を記載し、
下記の書類を返信用封筒で
ご返送ください。

- ・確認書
- ・本人確認書類の写し
- ・振込口座の写し

振込日

令和6年3月以降

書類が受理されてから約2～3週間後を目安

申込期限

令和6年4月30日（火）まで（消印有効）

課税状況が不明な世帯

〔 転入した世帯員がいる
未申告の世帯員がいる等 〕

窓口で申請書をお渡しします

支給要件を満たしている
場合は、下記の書類を
ご提出ください。

- ・申請書
- ・本人確認の写し
- ・振込口座の写し
- ・令和5年度課税証明書

給付金の振り込み詐欺や個人情報の搾取にご注意ください！



不審な電話や郵便があった場合は、役場や警察署、警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。



問合せ先

千代田町物価高騰対応給付金係

(千代田町総合保健福祉センター内)

TEL 0276-86-7000

平日 8:30～17:15（土日・祝祭日を除く）

物価高騰対応給付金【こども加算】のご案内

物価高騰対応給付金【こども加算】は、低所得世帯向けの給付金（非課税世帯・均等割のみ課税世帯）を受給された世帯に18歳以下の児童がいる場合に支給する給付金です。

支給対象

- ① 令和5年12月1日に千代田町に住民登録がある
- ② 千代田町から低所得世帯向けの給付金（価格高騰重点支援給付金（非課税世帯・7万円）又は物価高騰対応給付金（均等割のみ課税世帯・10万円）を受給した
- ③ 18歳以下の児童（平成17年4月2日以降に生まれた子）を扶養している

上記の①～③の条件を全て満たす世帯が支給対象となります。

支給金額

対象児童1人あたり 5万円

※給付金を受給した口座へ振込みます

手続き

原則手続き不要

低所得世帯向け給付金を受給した世帯の中に
対象となる児童がいる場合

通知は3月以降に
随時発送いたします。

給付決定通知書 が届きます

内容を確認していただき、
以下に該当する場合のみご連絡ください。

- ・記載内容に誤りがある
- ・受給口座を変更したい
- ・受給を辞退する

振込日は決定通知書に記載されていますので
ご確認ください。

手続きが必要な場合

低所得世帯向けの給付金（7万円または10万円）を受給した世帯に

- ・世帯は別になっているが、世帯主と生計が同一となっている児童がいる
- ・令和5年12月2日以降に生まれた児童がいる

上記のような場合には、申請により対象となる可能性があります。
手続きの詳細につきましては3月以降に改めてご案内いたします。

給付金の振り込み詐欺や個人情報の搾取にご注意ください！



不審な電話や郵便があった場合は、役場や警察署、警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

